会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公

令和三年三月三十一日

布する。

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第二十号

会規則第十二号) 会計年度任用職員の勤務時間、 会計年度任用職員の勤務時間、 の一部を次のように改正する。 休暇等に関する規則 休暇等に関する規則の (令和元年十二月奈良県人事委員 部を改正する規則

げ、 第九条第一項中第十二号を第十三号とし、 同項に第一号として次の一号を加える。 第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下

律第百十四号) して人事委員会が定める場合 感染症 第二条に規定する検疫感染症をいう。 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第六条に規定する感染症及び検疫法 その都度必要と認められる期間 のまん 延  $\mathcal{O}$ (昭和二十六年法 防 止等 のために必要な場合と 律第二百 (平成十年法 一号

## 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。